

# 鶴岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月8日

改定 令和3年4月23日

改定 令和5年4月 1日

鶴岡市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」とい。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最重要業務に位置づけられた。

鶴岡市は東北一の面積を誇り、平場から中山間まで、それぞれの地域が抱える課題は様々であり、地域の実情に即した取り組みが必要である。

農地集約に関しては、「耕作地の交換」の全市的展開を推し進めていくとともに、「地域計画」に基づき農地中間管理事業を活用した分散錯圃の発生防止にも取り組んでいく必要がある。

一方、朝日地域・温海地域等の中山間地域においては、農業者の高齢化による担い手不足が顕著であり、今後、地域農業を維持していくためにも、法人化や機械共同など、地域ぐるみの取り組みを推進していく必要がある。

また、新規就農者の育成に関しては、委員が相談の窓口的存在となって、地域農業者がサポーター役となるよう積極的にかかわっていく必要がある。以上の現状を踏まえ、「農地等の利用の最適化」が着実に進むよう、鶴岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

## 第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の目標

農振農用地区域に新たな遊休農地を発生させない。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について

##### ① 利用状況調査の強化

○ 利用状況調査については、農業委員会の方針のもと、地区農用地利用

等調整委員会（以下「地区調整委員会」という。）が主体となって実施していく。また、実施にあたっては、生産調整担当部署等、農業関係部署と連携するなど、より効果的な調査を行う。

- 実施するにあたっては、農用地域等、守るべき農地を「重点区域」と位置づけ、区域内の調査を徹底する。
- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## ② 遊休農地発生の未然防止

- 地区調整委員会が集落生産組合長会議等の機会を捉え、日常的な見回りと声掛けの重要性を伝え、地域の課題を共有する。
- 遊休農地の発生が住民生活に影響を及ぼすことから、各地域にある住民自治組織等とも連携を密にし、地区調整委員会による広報活動や農業委員会広報、市HP等により、地域住民への啓発を図る。
- 果樹等、継承が難しい樹園地においては、後継者がいない高齢者の情報を事前に共有するなど、地域として借り手等を確保するよう地域農業者等へ周知する。
- 不在地主による遊休農地を未然に防止するため、転出者等へ適切な受け手を確保するよう周知する。

## ③ 国の制度を活用した農地保全の推進

- 農業委員会広報、市HP等により、国の制度を活用した農地保全活動を推進する。

## (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、新たな遊休農地の発生及び対応の状況により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約について

### (1) 担い手への農地利用の集積・集約目標

農業委員会の方針のもと、11地区の調整委員会が地域に合った取り組みにより「農地の集約」を図る。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

### ① 農地集約事業の実施

地区調整委員会を主体とした全市的な事業展開により「耕作地の交換」による農地集約を図る。

注) 農地集約事業とは、農業者の意向のもと相互の「耕作地の交換」等により、効率的な農地利用を図る取り組み。

### ② 「地域計画」を基本とした農地集約

○リタイア等による農地の貸付希望があった場合は、集落での話し合いを基本に、委員の助言等により農地の集約を図る。

### ③ 法人化等、地域ぐるみの取り組みの推進

○中山間地等の担い手が不足する地域においては、法人化等、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、農政部局・関係機関との連携を図り地域への支援を積極的に行っていく。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、地域の取り組み状況により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入者への農地確保の目標

新規参入者からの農地相談があった場合は、参入に可能な農地の確保と、その他諸制度等、必要なアドバイスを行う。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① アグリランドバンクによる農地確保の支援

○ 新規就農者等に対して、広報や各種催しの機会を捉え、制度を広くPRしていく。

#### ② 委員による農地相談の充実

○ 委員を対象とした研修の機会を設け、日常的な相談に的確に対応できる体制をつくる。

- ③ 「地域計画」を基本とした農地確保の支援
  - 新規就農者から農地の借受希望があった場合は、集落での話し合いにより委員の助言等により農地の確保を支援する。
- ④ 農業経営改善のためのサポート
  - 委員自ら又は地域農業者を紹介するなどして、農業経営の改善や農地の確保、地域との交流など、安定経営に向けてのサポートを行っていく。
- ⑤ 新規就農者との面接による情報提供
  - 新規就農者との面接を通して、農地の確保、地域農業の状況に関して情報提供を行う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規就農者との相談・支援等の実施状況により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 4 その他（全般的事項）

- ① 農地利用の最適化の推進に関する意見書等の提出
  - 農地利用の最適化に関して、国・県等の行政機関に対して、積極的に意見書等を提出する。
- ② 地区調整委員会の体制強化
  - 鶴岡市農用地利用等調整委員会連絡会議等を通じて、組織相互の情報交換等を活発に行い、地域の実情に即した活動に繋げていく。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

鶴岡市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、鶴岡市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置図けられた担い手への農地の利用調整
- ・ 農地中間管理事業の利用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力